

K S K

きずな

第157号

編集 神奈川県障害連

責任者 海原 泰江

印刷所 株式会社Yuki Print

発行日 平成27年9月13日
年月日

要望書提出

地域生活の実態を共有することから

県としての真の役割を！

広報部

七月二十四日、「平成二十八年
度当初予算に係る要望について」
を県行政に対し提出した。



神奈川県障害者地域作業所連絡
協議会（以下、障害連）海原理事
長以下、五名の各地区幹事が参加、
県からは中元障害福祉課長はじめ
障害サービス課等、各担当者六名
の出席をいただき、要望内容の主
旨説明等の場が持たれた。

今年度の要望は次ページの通り
である。各地区から上げられた要
望や課題をまとめる、という形で
作成されたものだ。理事長の説明
の後、中元障害福祉課長より、各
項目に関する状況（回答）・コメ
ントが述べられた。それぞれの項
目に対しての行政としての対応を
お話しいただいた。

利用者の方々の地域生活の充実

に向け、支援現場から行政に対し
要望する。そして、制度や事業の
充実を求めていく。その際は、た
だ現状や課題を訴えるだけでなく、
できる限り、現行の具体的な
制度に照らし合わせて「ここをこ
う工夫すれば」という形で進める
ことが望ましい。現場での業務に
忙殺されながらも、ただ文句を言
うだけ、の要望活動に終わらぬよ
う、限られた時間の中で、議論し、
まとめてきた。内容は些末かもし
れないが、そういう姿勢で、行政
とともに考える場としての要望書
提出の機会ととらえている。全十
項目の具体的な要望に対し、課長
の回答は、ひとつひとつの項目に
対し、その事業や制度の経過、財
政的な現状、市町村との役割分担
等々を説明しながら、行政として
の個々の項目に対する取り組みに
ついて話していただいた。

しかしながらそれは私たちに
とっては、思いや取り組みの意図
に込める内容ではなかったという
感じを持った。個々の要望項目に
ついて「できる、できない」も含
めきちんとした対応を示して頂く
ことはもちろんだが、私たちはこ
の要望を通じて小規模事業所の実

態をきちんと意見交換させていた
だく、そこが毎年要望に向向く大
きな趣旨である。そのうえでご回
答を頂くということ。財政的に大
変厳しい状況はわかっている。そ
れでも当事者や、ご家族、関係者
が、知恵をしぼって取り組んでい
る。今後、障害者やご家族が高齡
化していく中、トータルに現状を
踏まえ、総合的な地域での支援を
考えて政策を組み立てていかない
と、安心して地域で暮らすことが
できなくなっていく、という点を
強調して訴えた。

行政への要望活動と前後して、
県議会各会派のヒアリングにも
何った。日程は次の通り。

- 十四日 公明党
- 十五日 民主党
- 二十四日 自由民主党
- 二十八日 県政会

維新の党・無所属
多くの会派から私たちの要望項
目について具体的な数字や、現状
に対する質問を頂くと同時に、実
態を踏まえた中から今後も情報交
換の機会を持っていただくこと、
そして実現へ向けて共に力を尽く
していきましようとのコメントを
いただいた。



要望書提出と各会派へのヒアリングの様子



連日続く猛暑の中、これからの取り組みに向け、意義深い一連の要望活動を終えることができた。

平成 28 年度当初予算に係る要望について (要望項目)

1、高齢障害者 (その家族を含む) の総合的・地域生活の支援について

「高齢障害者の自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」は、各市町村において制度運用の理解がされつつあるが、まだまだ温度差があります。介護保険のケアマネージャーから傷病等から障害が発生した方の日中活動の場として、高齢者のデイサービスの場のみではなく新たに障害福祉サービスの利用の方向ができています。このような背景には、介護保険でのデイサービスは「はたらく」(生きがい活動)という概念は乏しく、介護サービスを利用する方は、社会との接点を見出すために自分のペースではたらくことを求めていると考えられます。また、高齢障害者が日中活動の場として身近にある小規模な障害福祉サービス事業所に通い始めていることから年齢に係らず身近な場所で作業活動を通じて社会の参加を求めている実態があります。月に僅かな金額とはいえ工賃がでる喜びは大きいものがあります。

2015年4月から介護保険の「要支援」向けサービスの一部が全国一律ではなく市町村ごとにより実施される「総合事業」として始まりました。これは地域の実情に応じて多様なサービスを図るのが目的とされています。

【要望①】元々地域作業所は障害者等として様々な困り感のある地域の方々を受けてきた実態があり、障害者・高齢者共に、地域に即した活動を広く障害福祉利用者だけでなく高齢サービス関係者とともに広げて支援をしていく方向を神奈川らしさとして時代に合った拠点づくりを更に推進していくこと。

【要望②】介護保険と障害者支援給付事業の一体として事業がすすめる内容の検討や多様な生活の場を確保していくために障害者支援給付事業のグループホーム事業の改修等補助や家賃補助の更なる充実を図ること。

2、障害者差別禁止条例の早急な制定を図ること

2016年4月から障害者差別禁止法が施行されます。障害者権利条約を批准し、国も地方自治体も障害者の差別禁止 (合理的配慮の不履行をふくめて) にむけて具体的な対策を立てることを求められています。全国において10府県、3市が既に差別禁止条例を策定し、具体的な取り組みをしています。

【要望①】神奈川県としても法律が施行されるにあたり、実効性がある差別禁止条例の制定を早急に実施されること。

3、小規模事業所の支援充実について

(1) 障害者地域活動支援センターの支援拡充について

制度ができてはいても制度になじまない方達や、新たな課題を抱えた方が居場所もなく、在宅になることがあります。生きにくさや様々な課題を抱えている方にとって、地域の小規模な事業所、特に障害者地域活動支援センターは、社会との接点となり大切な場所(居場所)となっています。

制度ができればできるだけその役割となってもらう方ができます。それぞれの地域で抱えている課題は圏域の自立支援協議会から神奈川県の自立支援協議会に上がってきていると思います。その議論をもとに神奈川県として民間の障害者にも柔軟に対応し得る小規模事業所に対する支援策の充実が求められます。

【要望①】専門職員配置事業において、記載されている専門職を国家資格の福祉職とし、更に市町村長が認めたものを対象に加えること。

(2) 地域生活サポート事業の充実について

家族の高齢化や体調不良・事故等により急な夜の支援が必要となるケースが増え、ますます緊急時の支援が増すと予想されます。関係機関のショートステイも早急な対応には限界があり、地域生活サポート事業に「在宅障害者等が地域で安心して暮らすことができるよう支援を行うため、実施する次に掲げる事業をいう。ア 単独型短期入所促進事業」があります。

【要望①】支援の決定までを(1、2日程を想定)通所事業所での宿泊支援ができるように、現行の要綱に通所している施設等を加えること。

(2-2) 地域生活サポート事業の充実について

平成27年度の報酬改定において、就労継続支援B型において基本報酬が減額された上、送迎加算が事実上、半分となりました。今回の報酬だと送迎担当の職員を雇用する事が難しく、日中活動に携わる職員が兼務するケースが増加し、過重業務となり利用者の安全安心が保障できなくなります。送迎に関しては需要が多く更に今後必要度が増すとされます。

【要望①】利用者の通所保障の観点に立ち、以前実施された「通所サービス利用促進事業」の様な事業を地域生活サポート事業の中に設けること。

4、障害者優先調達推進法の有効活用と小規模事業所や生活介護事業所への配慮

平成25年度の就労継続支援B型の全国的平均工賃は14,437円に対して、神奈川県では13,190円と平均工賃を下回っている状態です。こうした中で県内全域の平均工賃を上げるにも神奈川県が率先して障害者優先調達推進法を有効に活用して頂くことを望みます。

【要望①】障害者就労施設等の調達実績を上げることで平均工賃を上げることに繋がると考えられるが、現状は障害者雇用企業への調達が圧倒的に多いため、障害者就労施設と障害者雇用企業の調達比率のうち3割は計画的に障害者施設で対応できるように神奈川県として方策を考えること。

【要望②】神奈川県として障害者優先調達推進法を活用しているに当たり、県としてどのような物品や役務を必要としているのか、その内容や個々の単価など具体的な内容が公表されていないため、調達実績において金額だけでなく詳細な情報(他の県でも公開している状況から)を県のホームページで公表すること。

【要望③】神奈川県として障害者優先調達推進法を活用しているに当たり、機会均等を考慮して地域ごとの偏りの解消や小規模事業所等でも受注できるよう配慮すること。

5、福祉人材の育成を県として積極的に推進すること

人材育成は神奈川県の役割と障害者福祉に前記記載されています。大きな社会福祉法人は勿論のこと、小規模な事業所も慢性的な人材不足に悩まされています。それぞれの地域の中で人材の募集の進捗や育成を行っており、事業所が福祉現場の魅力を伝える等の多くの市民に向けての取り組みが始まっています。

【要望①】県としても広く事業所との連携を図りながら人材育成も含め福祉現場の魅力ややりがいを感じるような広報を含めて取り組むこと。

研修会報告

わかりやすい成年後見制度 利用への道(その一)

和田社会福祉士事務所
所長 和田明子氏

五月二十三日、二十八年度定期総会の後、研修会を行った。講師の和田明子先生は独立型社会福祉士(県内に十八名)、障害分野を専門に成年後見の活動している。今回のテーマは、「なぜ作業所で成年後見制度の利用が進まないのか?」「親御さんはなぜためらっているのか?」である。



成年後見の必要性を感じながらも、具体的なことがわからない事業所も多いだろう。そんな私たちに極めて具体的にわかりやすくお話を頂いた、講演だった。

参加者から感想も含めたリポートとして紹介する。

十八年目を迎える作業所です。先生の今日のお話を聞いて身に迫るものがありました。つい先月、お父様を亡くした利用者の方について考えてしまいました。後見制度の話は昨年の研修でも聞きましたが、事業所として何をサポートすればよいかと考えると、まだまだ知識が足りない。今の世の中、後見制度がクローズアップされてきているのでご家族も意識されてはいます。ただ、具体的な手立てとなると、両親のどちらかが亡くなってから考えると、というのが現実です。私たちは毎日の通所を通して親御さんと話をする機会が沢山あります。なかなか時間もとれないのですが、面談も行っていきます。事業所を立ち上げた当時は、利用者さんの日常について話をすることが多かったのですが今は、親亡き後の利用者さんの今後について話をする事が多くなりました。

申し立ては誰が行う?市長申し立てというのがあることは知っていましたが、実際にはいろいろな制限もあり、結局親が生きているうちにやっておかないと、費用面でも家裁の手続き費用の他、鑑定にかかる医師への費用も五、十万円?けっこうかかるんだな。私の事業所では、いろいろな形でご家庭に課題のある方も多く、第三者後見や複数後見(補佐・補助)の必要を感じています。そのメリット、デメリットを勘案したうえで、進めていくことが重要だと思いました。相談機関についても「パートナー神奈川」くらいしか知りませんでした。

実際に進め行く、となると、利用者さんを取り巻く環境がどうなっているか?プライベートな事情に踏み込んで話をせざるおえないことも多々あります。事業所と家庭という環境で暮らしている利用者さんにとっては、彼らの様子をよくわかつているのは、家族と事業所の支援者ということになると思いますが、私の事業所にはいろいろな方がいます。自分の将来をこうしたいと、希望を言える方もいれば先生のお話にもあつたように、自分で買物をする事ができない方もいます。そんな利用者さんの様子を毎日寄り添いながら、この方は親亡き後どんなサポートが必要なのだろうということ意識しながら一人ひとりをみつめていかなければいけない現実がすぐそこに迫っているなと思いました。そのうえで先生の言葉、「本人、家族と同じ方向を見て」お友達としてお化け屋敷に一緒に入る感じ、一緒にキヤーカー言うようなそんなスタンスで、これならできるかなって思いました。それを事業所の中で、きちんと位置づけ、少ない職員の中でも役割分担をして、そうして取り組んでいく。そんな勇気が湧いてくるお話でした。どうもありがとうございました。

(厚木市地域活動支援センターS)

研修会報告

グループホームを必要とした家族と 寄り添う運営者

講師 磯崎 貴子（家族、グループホームオーナー）

高橋 直美（NPO法人小田原虹の会 副理事長）

六月二十七日の土曜日に横浜の社会福祉会館にてグループホームについての研修会を開催しました。

グループホームと言えば地域性もあると思いますが、私が働く厚木市では社会福祉法人が建ててから運営する、といったケースが多く、最近では同様に株式会社が入るケースも見られるようになりました。しかし、私たちの様な小規模な法人が主体的に関わって運営していくといった例はあまりありません。今回の研修会の内容は現在小田原市にある「ありんこホーム」で働く自閉症のお



子さんを持つご両親が、子供の成長と将来を考え、自ら土地を購入してグループホームを建て、その運営をお子さんが通う法人に任せたい経緯を中心にお話いただきましたが、地域作業所が当初開設し始めた頃も同様な例が多かったと耳にした事を思い出し、興味深くお話を聞かせていただきました。

まず、冒頭にもふれましたが、運営を任せられた「ありんこホーム」を簡単ですがご紹介いたします。昭和五十五年小田原市肢体不自由児者父母の会を中心に市営住宅を借りて「ありんこホーム作業所」を開設。そして五十八年に「障害者地域作業所」として補助され運営していく事になります。平成十八年に特定非営利活動法人「おだわら虹の会」を発足し、現在は就労継続支援B型と生活介護の多機能型、そして地域活動支援センターの三事業所を運営しています。

長年通所事業所に特化して活動してきて、今回宿泊を伴う施設の運営を引き受ける事は大きな転機であり、多大な不安を乗り越える決断が必要であっただろう事は想像に難しくありません。今回の研修に同席していただいたありんこ

ホームの高橋所長の「やるしかない」の言葉が印象的でした。

前段が長くなりましたが、今回は講師として磯崎さんにお話し頂きました。

磯崎さんの息子さんは現在二十六歳のコミュニケーションが不得手な自閉症です。幼少期は不安を抱えながらの子育てでしたが、小学校は先生やクラスメイトの理解もあり順調に過ごす事ができました。

しかし六年生の時に些細な事でクラスメイトに注意された事やきつかけに登校する事ができなくなってしまう事。息子さんはそれを境に自己嫌悪になり、笑わなくなっていました。磯崎さんはその時に大切な事に気付いたと言います。「息子はありのままここに居て良いのだ。そして大事な人間なのだ。」それを本人に分かってほしい、伝えたい。これまでは少しでも普通人に近い感じたいと本人の気持ちよりも親としてのエゴを優先してしまいう事があったかもしれないと振り返っておられました。

中学校は場所が変わったせいもあり、入学式から登校する事がで



きました。磯崎さんは息子さんとのコミュニケーションを今まで以上に工夫し、息子さんが自信を取り戻す様に、そして本人が納得して行動できる様に気を付けました。

そしてこの頃から息子さんのために何を準備し、目標としてよいかがわからなくなり、研修会や勉強会に片っ端から参加しました。

その中で人生を乳幼児期、児童期、青年期、成人期前期(二十〜四十歳)、成人期後期(四十〜六十歳)、老年期(六十歳以上)の時期に分けて達成する目標を明確にするライフサイクルという考え方を知りました。そして同じ頃にTEACH(自閉症療育プロ

グラム)の視察研修があり、アメリカのノースキャロライナまで勉強に行きました。その様な日々を送りながらほんやりとですが、これから成人期を迎える息子さんが心の安定を保ちながら生活していくにはグループホームと通所施設が合っているのではないかと思いい、グループホームについての勉強と建設への準備を始めました。その中で順応が柔らかな成人期前期の内に息子さんがグループホームに入居できたら良いとの目標を持ちました。

小田原養護学校高等部の職場実習でありんこホームに出会いましたが、卒業後は一般企業に就職しました。とても理解のある会社でしたが、半年程経った時に会社のロッカーの鍵を無くしてしまった事をきっかけに落ち込み始め、情緒が不安定になってしまいました。会社も色々配慮はしてくれましたが、息子の事を考え退職する事としました。しばらくは家で過ごしていましたが、以前実習でお世話になったありんこホームに通ってみたいと提案したら「良いよ」との返事から通所を開始し、現在は元気に過ごしています。

磯崎さんは子供の老年期を考えると、社会情勢を予見する事は難しく、結果的にはその時に関わりのある施設にお願いするしかない。だからその施設の理念や考え方はとても大事だとお話しされました。ありんこホームと出会えたことは幸運だったと思います。

磯崎さんの親として、母として何をすることが必要なのか。そして息子さんに幸せになって欲しいという思いがお話の端々からとてもよく伝わってきました。

グループホームは紆余曲折を経ながらも完成しました。その過程で法人が建てる場合は補助金が出るが、親(個人)が建てる場合は補助金が出ない事やスプリングラーの設置の有無など制度の難しさを知る事もありましたが、入居者もほぼ決まりオープンに向けて最後の準備の段階となっていました。

研修を終えた感想として、多分、言葉でひと言で言えばとても辛ブルなんだろうと思います。ご両親としては「わが子に必要なことから建てた」。ありんこホームとしては「利用者に必要だから引き受けた」と。しかしそこにはもちろん

葛藤や不安があり、言葉にはできない苦労もあったのだらうと思います。頭では分かっているかも知れませんが、自分にしてみたら大きすぎる一歩であり、高すぎる壁に思えてしまいます。それを克服して実現してきた磯崎さんとありんこホームの関係者の方々にただただ感服するとともに私も襟を正す様な思いで会場を後にしました。グループホームの開所は今年の十月の予定だそうでもう少しです。また機会がありましたらホームの後のお話をお聞かせ頂ければと思います。

磯崎さんは「君が居て良い場所」。そんなグループホームにしたいとお話していましたが、関係する皆さんにとってその様にすばらしく、大切なグループホームになるよう陰ながらですが応援しております。

研修委員会

三田つばさ 作業所

施設長 六反 芳樹



2015年度 障害者事業所生産活動研修会報告

食品包装と食品加工品の管理について



株式会社タツミ産業

営業本部 営業開発 熊谷信彦 氏

関東事業部 営業グループリーダー 池田哲則 氏

文責 広報部

四月より新制度による「食品表示法」が施行されました。加工食品の栄養表示や一括表示欄の表示項目が細かく見直され、アレルギー表示、原材料と食品添加物の区分などルールが変更されました。五年の経過措置があります。福祉事業所といえども、この面での対応が迫られます。

これらの状況を踏まえ、各事業所が現在行っている食品加工の作業を見直し、再確認するために研修会を開催した。その報告です。

食品衛生とはどういう考え方なのか。自ら取り扱った食品で絶対に他人に迷惑をかけるまい、ということ。お客さまに対して、お代を頂戴して商品を提供する以上、なんらかのトラブルがあつてはいけない。そこは大前提としてわれわれが心掛けていかなければいけないことです。

では迷惑とはどういうことなのか。大きく分けると、三つです。

・食中毒（細菌・ウイルス・自然毒等）

・異物混入（毛髪・虫・金属片）

・品質低下（乾燥・湿気・変色・腐敗・劣化）

先の二つは、いわゆるサニテーションというくくりで管理すべき項目で、最後の一つが包装管理という項目になります。

このサニテーション、図式があります。

一番目の食中毒対策でやらなければいけないことは左側の囲まれた内容です。

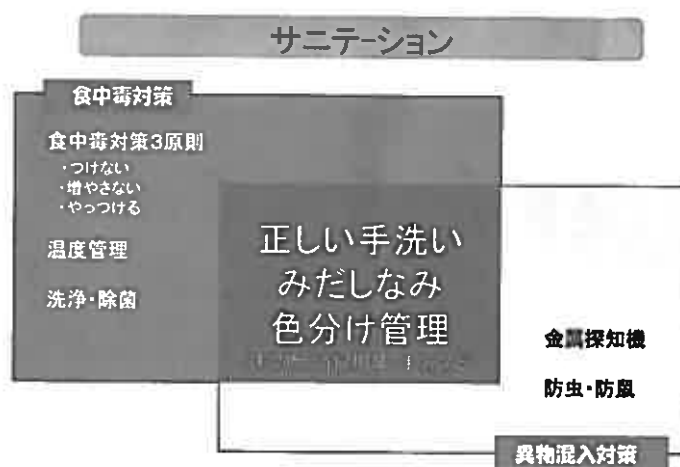
二番目の異物混入の対策は、下図の枠で囲

まれた部分の内容になります。

両方の枠がかぶっている部分、これは食中毒対策にも、異物混入の対策にも大きく関わってくる大切な部分となります。

食中毒対策

一番大きいのが食中毒対策の三原則。「つけない」「増やさない」「やっつける」もしくは「殺す」という表現を使う人もいます。早い話が食中毒の原因となる菌とかウイルスをまづ、つけない。食材につけない、調理器具につけない、ということ。ついてしまったものを増やさないと。最後はついてしまった病原菌等を、やっつけることです。



二番目の増やさないといいのは、ほぼ温度管理と時間の管理になります。賞味期限を示して悪くなる前に口に入れてもらうとか、あるいは食材が悪くならないよう冷蔵庫に入れるとか、そのような増やさないと、ための努力をすることです。

やっつけるというのは殺菌剤とか、除菌剤などを使って菌を、いわゆる「消毒」をするという形になります。

一番上の「つけない」、これがけっこう大変なのです。食材は往々にして、最初からいろんな食中毒菌、病原菌にさらされている環境です。だからまるつきり菌を持っていないというものは皆無であるという前提で取り組んだほうが間違いないです。

ただ、もともと菌を、まな板につける、包丁につけるといった他の所につけることを交差汚染といいます。それはわれわれで防ぐことができます。そういう意味での「つけない」という作業が必要になってきます。

では、その交差汚染を防ぐ、「つけない」の一番キーになるのは人間の手なのです。作業される時は必ず人間の手を介します。人間の手はいろいろな物に触ります。逆に言うと、人間の手をきれいに。手洗いをきちんとすることが水際で食中毒を防波堤として食い止めることができるという考え方もできます。

なので皆さんは当たり前のように行っていると思いますが、「手洗い」は、それだけ重

要だということとを再確認していただきます。と思います。

手洗いの手順を下図に例示しました。

最低三十秒、できれば一分、肘まで洗うことが、作業にかかる前の心構えかなと思います。

ただ、手洗い石鹸で手を洗った後に、除菌をする、アルコールとか除菌剤とか、この二つを必ず常備しておくこと。プロが食品を扱う中では、洗浄と除菌は、ペアですることが当たり前で、この習慣を身につけたいです。

異物混入

色分け管理で、異物混入を防止することができます。青い手袋等の色別によることです。青色のものは、天然の色素としては存在しないです。青い食材はこの世の中に天然では存在しないのです。手袋の切れ端が入ったとしても、他の食材の中に紛れにくいので、発見することが容易であるということ、食品で使う手袋等はほとんどの物が青になっています。スポンジなんかも青で統一するというのが、今スタンダードになりつつあります。

素材置き場と洗い場でブラシ等の色を変え



ること、はつきりと区別できます。

細かいところで防虫に気をつけること。暑い時期などは、どうしても窓とかドアなどを開け放しにしがちです。で、飛来昆虫、ハエとか蚊とかの浸入を容易にさせてしま

ます。開けるのであれば、その開いている部分に網戸をすらかして、最低限のそういう防虫対策を取った上で換気を確保することが大切です。

全てに共通する対策としては、身だしなみです。作業に従事する場合、マスクをして、帽子をして、専用の作業着に着替えて、靴も普通の外を歩く靴とは別の専用の物に履き替える必要があります。そして特に直接食品に触れる方は、常に手袋を着用することを習慣づけることが重要です。

◆包装管理

包装というのは具体的には「消費者包装」と言われ、実際に、消費者の手に渡るまでの包装ということになります。その包装の中で一番気をつけなければいけないのは、「内容物の保護」です。

具体的に、作った製品が売られて消費者が食べるまでの間、いろいろなお客があります。例えば「生物的变化」とか「虫の混入」とか、「化学的变化」これは酸素とか紫外線です。あと「物理的」、ぶつかつた時に破損してしまうかどうか。あと「人為的」というのが最近、ものすごくたくさんありまして、わざといたずらをする。袋を開けて異物を入れて、といったこと。これらの事柄から中身を守らなければいけないというのが、包装の一番の役割です。

あと、「取扱いの利便性」というのがあります。あと、「生産するときに「生産しやすい」「作った物が入れやすい」とか、シールしやすいとか、そういった利便性です。消費者に渡るまで消費者が「何が入っているのか、何が入っているのか」もしくは「開けやすい」とか、そういう利便性も求められます。

次が「情報提供と販売促進」です。これがちよつと厄介で、食品衛生法でアレルギー表示とか栄養表示をしっかりとしなければいけない等、かなり複雑になってきます。もう施行されました、内容物がどういふ物であるのか、どういふことを注意しなければいけないのか、きちんと明記しなければいけないのです。ではどういふ商品に、どういふ包装資材が合うのかです。

簡単に言つて「何を入れるのか」というこ

とがまず重要だと思ひます。硬さだったり、水分が多いのかそれとも油が多いのか。何を入れるのかによつて包装資材というのはずいぶん左右されます。

それと、製造から、作つてから消費者が口にするまでだいたいの賞味期限、それから消費期限、これをどのように設定するのか。「この商品はこういふ中身で1週間もたせたい」等のことをまず選定していただくと思ひます。

あと、シリカゲルとかエイジレスを、あえて入れるのか入れないのか。適合させる方程式がありますので、「この商品で何gで何日」といふことになると「じゃあ20gのシリカゲル入れて」といふことになります。これを入れるか入れないか、これは、賞味期限・消費期限をどう設定するかにかつてきます。

具体的な商品を見ますと、クッキー、ケーキ。ケーキの中にもシフォンケーキがあつたりタルトがあつたり、あと菓子パンがあります。どういふ資材を使つていたかといふと、ほぼ100%、OPPの「パートコート袋」と、同じくOPPの「平袋」。厚みは三〇ミクロンでした。あと、菓子パンの場合は店頭に並べてテイクアウトしてありますので、「フレックス」といふ、ポリエチレン素材の袋でした。俗に言うビニール袋です。だいたいこの三つ

では、これがはたして適正かどうかということなのです。

まず、クッキーの場合ですけれども、これは一番問題なのは湿気を防がなければいけません。OPPは水分のバリア性がありますので、水分を通さない、そういう特質を持つている袋です。ですからこのOPPの袋にクッキーを入れることに関しては、まったく問題ないと思ひます。

問題なのが、シフォンケーキです。OPPのパートコート袋は水分を通さない、だけど酸素だけは通してしまふのです。シフォンケーキだとタルトは油分が多いので、酸素とくつついてしまふと、劣化して味が落ちてしまふます。ですから不適切だといふことです。

ではどうしたらいいのか？といふことですけれども、KOPとか軽ナイロンといふって、酸素を通さないフィルムがあります。これを使うことで、賞味期限は長くなるし品質は結構保てるということなのです。

食品加工を取りまく環境は、このようにより専門性が求められます。今後開催される研修会等を通して新しい知識を習得し、安心安全な製品作りを目指したいものです。

発行 神奈川県障害者定期刊行物協会

〒222-0035 横浜市港北区鳥山町1752

編集 (特非) 神奈川県障害者地域作業所連絡協議会

〒222-1084 横浜市神奈川区沢渡4-2

045(290)0501

頒価 百五十円